



倉敷市市民企画提案事業について

答 申

令和3年2月19日

倉敷市市民企画提案事業審議会

目 次

	頁
審查結果	3
個別講評	4
審議會委員名簿	6

(資料)

諮問書，倉敷市市民企画提案事業実施要綱

市民企画提案事業は、地域の身近な課題を解決するため、市民活動団体の皆さんと市とが一緒になって実施する協働事業と市民活動団体の皆さんが単独で実施する公益的な自主事業にかかる経費の一部を市が補助する事業です。

社会が成熟するにつれ、個人の価値観は多様化し、行政の一元的判断に基づく公益の実施では社会のニーズが満たされなくなってきました。行政により独占的に担われてきたこれまでの「公共」に加え、これからは市民・事業者・行政の協働によって「新しい公共」を実現しなければなりません。

今年度は、自主事業部門(新規 4)、協働事業部門 3 団体(新規 1、既存 2)の計 7 団体からの市民企画提案事業の応募がありました。

倉敷市市民企画提案事業審議会は、これらの市民企画提案事業について、申請書類、および 1 月 30 日の公開プレゼンテーションとその質疑応答に対して、審査基準に則り、厳正かつ公正に審査を実施しました。本答申はその結果をまとめたものです。

結果として、応募のあった提案事業 7 件すべてが採択基準点を超えていました。採択された事業者の皆様のご活動により、「市民参加による協働のまちづくり」が促進されることを期待します。

私たちは、対等な人間関係の中で、互いの言葉のやりとりにより、新しい視野を拓き、創造的なアイデアを生んできました。地域の中の市民活動は、この「対話」を武器に進めてきたと言えます。

新型コロナウイルス感染症禍という試練が続く中で、人間にとって、大切な「対話」の機会が急速に失われつつあります。このような状況下では、市民活動も消極的になりがちです。しかし、新型コロナウイルス感染症に関する科学的知見が徐々に蓄積され、証拠に基づいた予防処置(いわゆる三密回避等)をすることで感染のリスクを小さくできることが分かってきました。今回、採択された団体の皆さまには、是非一層の工夫を凝らして、積極的に倉敷市市民企画提案事業活動を展開されることを期待いたします。

最後に、倉敷市市民企画提案事業に格別のご理解とご協力を賜り、公開プレゼンテーションの実施に真摯に対応していただきました関係者の皆様にお礼申し上げます。

令和 3 年 2 月 1 9 日

倉敷市市民企画提案事業審議会
会 長 田 口 豊 郁

審査結果

1月30日に申込団体や市担当課が事業内容のプレゼンテーションを行った。それを受けて審議会は、事業の実現可能性や団体の熱意など、次の審査基準にもとづいて審査を行った。

【審査基準】

区分	審査基準	審査の視点	点
団体	組織体制	知識，専門性，経験など他にない強みがあるか 事業実施，事務処理，広報など会員間で役割を分担しているか 自主財源（事業収益，寄付，会費）を確保する取り組みはあるか	10
	意欲	打ち合わせや活動を定期的に行っているか（開催頻度，参加会員数） 【新規のみ】課題解決に取り組む姿勢と熱意に共感できるか 【2年目以降】ブログ「まちづくりびと@倉敷」への投稿回数	
	活動	団体の信頼性を高めるため，運営や活動の情報公開をしているか 中・長期的な活動計画があるか 【2年目以降】設定した目標への取り組み状況	
目的	課題設定	解決しなければならないという点に共感できるか 設定した課題は社会的背景に合致しているか 市民ニーズは事実にもとづいて分析されているか	15
	公益性	利益を受ける範囲が限定的ではなく，不特定多数の市民に開かれているか 行政が補助してよい内容であるか 事業の実施により市民サービスの向上が期待できるか	
計画	有効性	課題解決に向け，的を射る有効な事業計画であるか 住み良いまちの実現に繋がる内容であるか 事業の発展や地域社会への波及効果が期待できるか	15
	妥当性	趣味的なものではなく，一般市民の理解が得られる内容であるか 事業計画は団体の設置目的に沿っているか 活動の実施回数は十分確保されているか	
	協働性 【協働事業 部門のみ】	団体と市の役割分担が明確かつ妥当であるか 団体が単独で実施するよりも，明らかに高い効果が見込めるか 事業計画に団体と市，双方の意見を反映しているか	
実現	創意工夫	活動を広く知ってもらう工夫がみられるか 実施時期や開催場所の選定に，事業の効果を高める工夫がみられるか 新しい視点からのアイデアや独自性が盛り込まれているか	15
	実施体制	地域，団体，企業など，他の組織と実施に必要な連携が図られているか 事業遂行に必要な専門知識や技術を持ったスタッフを確保しているか	
予算	予算設定	過大な支出を抑えた，費用対効果の高い予算設定であるか 予算額の積算根拠が明確であるか 参加費を集めるなど，相応の受益者負担を求めているか	15
総合評価		市民企画提案事業として採択したいか	30

【審査結果】

次の表は事業を得点の高い順に並べたものである。各委員の持ち点を100点とし、全委員の平均点をその事業の得点とした。得点が60点以上の事業を採択できるものとしているが、今回はすべての事業で60点以上となっている。なお、新規チャレンジコースは別枠としている。

協働準備コース・市民提案コース・行政提案コース

順位	事業名	団体名及び担当課名
1	人と猫が共存できる地域の環境対策としての「地域猫活動」	倉敷地域ねこ活動をすすめる会 生活衛生課
2	猫のレスキューを通して命の大切さを伝える『猫レスキュー活動』	倉敷猫まもりの会 生活衛生課
3	地域主体の移動支援の体制構築事業	岡山県高齢者福祉生活協同組合
4	妊産婦への無農薬・無化学肥料作物の提供事業	特定非営利活動法人こうのさと
5	王子が岳の景観 with Culture (王子が岳 Landscape)	王子が岳の景観を楽しむ会 観光課

新規チャレンジコース

順位	事業名	団体名
1	平成30年西日本豪雨災害の真備町被災者による語り部活動支援事業	語り部ネットワークまび
2	世代・領域を超えた交流を生む居場所づくり	ちいきのひろば

人と猫が共存できる地域の環境対策としての「地域猫活動」

[協働事業部門 | 行政提案コース]

行政だけでは対応できない野良猫の問題に対して積極的に啓蒙活動に取り組むとともに、不妊去勢手術をして元にもどすTNR活動で、猫と共存する地域環境づくりをしていることは高く評価できる。市としても、「倉敷市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業」を立ち上げた。これまでの活動は、地域と行政が連携した取り組みの参考例にもなっている。最終年度なので培ってきた知見を総括したマニュアルや事例集など、他の団体が参考にできるようなものを作成してほしい。賛助会員も増えているので、法人化も含めて持続できる方法を協働で検討していただきたい。新たな「倉敷モデル」が生まれることを期待する。

猫のレスキューを通して命の大切さを伝える『猫レスキュー活動』

[協働事業部門 | 市民提案コース]

保健所だけでは対応が難しい生後間もない野良猫の問題に対して、積極的に啓蒙活動に取り組むとともに、ミルクボランティアの活動を通じて殺処分を大幅に減らしていることは、高く評価できる。SNSを効果的に活用し、保護猫や活動内容の情報発信、物資支援や寄付を集めるなど、持続的な活動の好循環が生まれてきている。地域猫のTNR活動は倉敷市としても助成制度を開始しており、本事業についても行政と協働しながら連携を検討していただきたい。また、事業継続の方法として法人化への取り組みも進めていただきたい。野良猫問題解消のための情報の発信者としても期待する。

地域主体の移動支援の体制構築事業

[自主事業部門 | 協働準備コース]

高齢化社会における移動支援の仕組みづくりは重要であり、「福祉有償運送運転者講習」をセットにした取り組みは、評価できる。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業実施を中止せざるを得なかったことは理解できるが、今年度は科学的知見をもとに、感染症対策をしながら是非実施していただきたい。加えて、ボランティアドライバーは無償かつ事故の危険性を伴うため、人材確保が課題になると思うが、地域で活動できる担い手をどのように集めるのかなど、既存団体との連携も含め、地域の伴走支援にも取り組んでいただきたい。

妊産婦への無農薬・無化学肥料作物の提供事業

[自主事業部門 | 協働準備コース]

自然栽培農業の実績を持つ農園との協働で、無農薬・無化学肥料野菜を妊産婦に提供することを通じて、妊産婦と地域の人・先輩ママとの絆を築こうとすることは、評価できる。ただし、事業の目的である先輩ママによる孤立しやすい妊産婦の子育て支援と、「無農薬野菜の価値がわかる人に届けたい」という話は関連性が薄い。野菜を無償提供するということだが、無償では受け取らないなど、必要な妊産婦に繋がらないことも考えられる。対象者が多くなれば、おのずと優先順位を付けざるを得なくなる。事業継続の観点から、有償提供できる仕組みづくりも検討していただきたい。

王子が岳の景観 with Culture (王子が岳 Landscape)

[協働事業部門 | 行政提案コース]

観光課と協働し「王子が岳レストハウス」を活用して「倉敷市児島唐琴の王子が岳」の認知度向上を目指していることは、評価できる。コンサートやワークショップの受益者負担による収入も予算計上されている。ただし、ボルダリングやパラグライダーといった、現在認知されている様々なスポーツを活用する事業計画がない点は残念である。また、安心安全に市民や観光客が訪問できる環境づくりに取り組むなど、行政と知恵を絞って、レストハウスのみならず王子が岳の景観を活用できる取り組みにしていきたい。

平成30年西日本豪雨災害の真備町被災者による語り部活動支援事業

[自主事業部門 | 新規チャレンジコース]

平成30年7月西日本豪雨災害の被災者による語り部活動を支援することは、記憶の継承や防災意識の向上などに繋がり、高く評価できる。近隣の学校や行政との連携なども含め、地に足の着いた事業になると考えられる。ただし、心に傷を抱えた被災者の中には、他人に触れられたくないとか、被災当時の映像を再び見たくない人などもあると思われるので、そういった方々に寄り添う事業にしていきたい。今後繋がる取組みとして、倉敷内外での活躍をおおいに期待する。

世代・領域を超えた交流を生む居場所づくり事業

[自主事業部門 | 新規チャレンジコース]

地域の包括的サポートを地域住民主体で取り組むために、居場所づくりから始めようとしている点は評価できる。ただし、様々な立場の人を一度に集めてしまうと、ターゲットが曖昧になり、本音で語れない当たり障りのない場所になってしまいかねない。地域で孤立しがちな人たちと地域住民との交流や繋がりを第一の目的にしているので、ある程度ターゲットを絞った居場所づくりの先行事例なども研究していきたい。また、水江地域周辺だけではなく横展開に繋がる知見の蓄積や、今後の活動を継続していくための仕組みづくりも期待する。

倉敷市市民企画提案事業審議会委員名簿（第8期）

令和2年12月26日現在

氏名（敬称略）	所属等
あべ のりに 阿部 典子	NPO法人みんなの集落研究所 首席研究員
いしい けんじ 石井 謙次	備中県民局 地域づくり推進課 課長
いしかわ けいこ 石川 圭子	認定NPO法人ペアレント・サポートすてっぷ 副理事長 公募委員
いしだ まい 石田 麻衣	太陽綜合法律事務所 弁護士
いわさき ゆきを 岩崎 之勇	倉敷市立短期大学 服飾美術学科 教授
かく かよこ 賀来 加代子	有限会社アド・オフィス 代表 公募委員
しんみょう としき 新名 俊樹	くらしき作陽大学 音楽学部音楽学科長 准教授
すやま たかやす 須山 恭安	NPO法人倉koi実行委員会 代表理事
たぐち とよひろ 田口 豊郁	川崎医療福祉大学 医療福祉学部子ども医療福祉学科 特任教授
ひらまつ もとお 平松 基生	玉島信用金庫 営業統括部長

50音順

倉敷市市民企画提案事業審議会

会長 田口 豊 郁 様

倉敷市市民企画提案事業について（諮問）

倉敷市市民企画提案事業実施要綱（平成18年11月21日施行）第10条第2項の規定に基づき、次の倉敷市市民企画提案事業の採択に係る審査について諮問します。

令和3年1月8日

倉敷市長 伊 東 香 織



記

- 1 令和3年度申込事業の採択審査
世代・領域を超えた交流を生む居場所づくり事業 外7件

倉敷市市民企画提案事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市民と行政の協働によるまちづくりを推進し，地域課題の解決に向けた市民主体の取組を新たに生み出すため，市民公益活動をしようとする団体が提案する事業（以下「提案事業」という。）に対し，予算の範囲内において補助金を交付するものとし，その交付に関しては，倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは，次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 活動により得た利益の分配を目的としない非営利組織

(2) 町内会・自治会等の住民自治組織

(3) その他市長が適当と認める組織

2 この要綱において「公益」とは，特定の個人又は特定の集団に限定されることのない，社会一般の利益をいう。

3 この要綱において「協働」とは，団体と行政が，お互いに共通する目的の実現や地域課題の解決のために，各々の資源や特性を活かして役割と責任を分担しながら，共に協力し合うことをいう。

4 この要綱において「市担当課」とは，協働の相手方となる市の部署をいう。

(申込みできる団体)

第3条 申込みできる団体は，申込時点で次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市内を活動拠点とすること。

(2) 組織運営等に関する規則・会則等を定め，会員名簿を備えていること。

(3) 申し込む事業に従事する会員のうち，本市内に在住，在勤又は在学している者が5名以上いること。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する団体は，申込みできないものとする。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党等を推薦し，又はこれらに反対することを目的とする団体

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が支配人，無限責任社員，取締役，監査役若しくはこれらに

準すべき地位に就任し，又は実質的に経営等に関与している団体

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）
第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある
団体

（申込みできる事業）

第4条 申込みできる事業は，次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不特定多数の市民を対象とした公益活動のうち，地域や社会の課題解決につながる事業
(2) 申し込む団体が実施主体となる事業
(3) 単年度で完結する事業
(4) 原則として本市内で実施する事業
(5) 団体が過去に実施したことのない事業又はそれと同等と市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する事業は申し込めないものとする。

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む）に係る費用が交付申請額の10分の3を超える事業
(2) 個人給付等の補助的要素を含む事業
(3) 営利目的又は間接的に営利につながると市長が認める事業
(4) 宗教上の教義，信者の教化育成等に係る事業
(5) 政治上の主義の推進，指示，反対等の主張又は表明に係る事業
(6) 本市，本市の外郭団体，国又は県から，同様の内容で補助を受けている事業
(7) 行政に対する要望又は陳情を目的とする事業

（部門の構成）

第5条 団体が単独で提案事業を実施する部門を「自主事業部門」とし，「新規チャレンジコース」及び「協働準備コース」で構成するものとする。

2 団体と市担当課が協働で提案事業を実施する部門を「協働事業部門」とし，「市民提案コース」及び「行政提案コース」で構成するものとする。

（各コースの利用条件）

第6条 各コースの利用条件は，別表に定めるもののほか，次の各号による。

- (1) 同一の団体が補助を受けられる年数は，前条第1項及び第2項で定める各コースの補助年数を通算して5年以内とする。

- (2) 協働準備コースは、前条第1項及び第2項で定める各コースの補助年数を通算して5年目である場合は、申込みできないものとする。

(補助金)

第7条 補助金は、別表に定める対象経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付する。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(提案事業の募集)

第8条 市長は、提案事業を期間を定めて募集するものとする。

- 2 市長は、募集要項を定めて公表するものとする。
3 前項の募集要項には、審査の方法及び基準を記載するものとする。

(審査の申込み)

第9条 提案事業の審査を受けようとする団体は、所定の事業申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 組織運営体制
(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 団体は、同一の募集期間において1事業のみ申込みできるものとする。
3 協働事業部門に申し込む団体は、第1項の提案事業の内容について、市担当課と事前に合意しておかなければならない。

(審査及び通知)

第10条 市長は、前条第1項の事業申込書等の提出があったときには、第8条第3項の規定による方法等により審査するものとする。

- 2 市長は、前項の審査にあたっては、倉敷市市民企画提案事業審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。
3 市長は、審議会の答申を踏まえ、補助金の交付の適否を決定し、採択又は不採択の結果を団体に通知するものとする。

(交付の申請)

第11条 前条第3項の採択の通知を受け取った団体が補助金の交付を受けようとするときは、所定の補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第12条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合には、これを審査し、交付決定を行い、所定の補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申込みの取下げ)

第13条 前条の補助金交付決定通知書を受け取った団体が、補助金の申込みを取り下げようとするときは、当該通知書を受け取った日の翌日から起算して20日以内に、市長に書面をもって申し出なければならない。

(協定書の締結)

第14条 第12条の交付決定を受けた事業(以下「採択事業」という。)を実施する団体(以下「実施団体」という。)及び市長は、協働事業部門の採択事業を開始する前に、それぞれの役割分担及び事業内容を明確にした協定書を締結するものとする。

2 協働事業部門の実施団体及び市長は、協定書にのっとり、採択事業の実施及び進行管理を行うものとする。

(計画変更の承認等)

第15条 実施団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ所定の事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 別表に定める対象経費の科目ごとに配分した額を変更するとき。ただし、各配分額の10分の2以内の流用増減を除く。

(2) 採択事業の内容を変更するとき。ただし、採択事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業計画の軽微な変更であるような場合を除く。

(3) 採択事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) その他、申込みに係る事項の変更をするとき。

2 市長は、前項の承認を行うときは、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実施状況の報告)

第16条 実施団体は、採択事業の遂行及び収支の状況について、市長の要求があったときは速やかに報告しなければならない。

2 市長は、採択事業の実施状況について、適時に公表するものとする。

(実績報告)

第17条 実施団体は、採択事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該

年度の3月31日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 実施団体が、第1項の実績報告書等をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合には、市長は改めて期限を設定し提出を求めることができる。

(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、前条第1項の実績報告書等の提出があった場合には、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の補助金額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第19条 補助金は、前条の交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 実施団体は、前項の補助金の支払を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(採択事業の評価)

第20条 採択事業の事業評価にあたっては、市長が審議会に諮問するものとする。

2 市長は、審議会から事業評価の答申があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第21条 実施団体が第3条から前条までの規定に違反したと市長が認めるときは、第12条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(協力)

第22条 採択事業の成果発表及び普及を図るため、市長から求めがあれば、実施団体はこれに協力しなければならない。

(事務局)

第23条 事務局は、市民活動推進課に置く。

2 事務局は、次の事務を所掌する。

(1) 第一次審査となる書類審査に関すること。

(2) 円滑な事業実施への連絡や調整に関すること。

3 審査の公平・公正を期するため、市民活動推進課は、第2条第4項に規定する市担当課から除く。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第24条 実施団体は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、採択事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、協定書を締結した採択事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度又は平成21年度に新たに実施した採択事業のうち、引き続き平成22年度以降に採択を受けて実施する採択事業の補助率及び補助額については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は，平成30年10月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は，令和元年10月16日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年度の実施団体は，第5条から第7条まで及び別表の規定について，従前の補助率等の規定を選択することができる。また，その選択は，令和2年度事業に申し込む際に行い，以後全ての年度に適用するものとする。

別表(第6条，第7条，第15条関係)

その1

自主事業部門

コース名	新規チャレンジコース	協働準備コース
コース内容	初めて提案事業に申し込む団体を対象にした利用しやすさを重視したコース。設立直後の団体でも申込みできる。	協働事業部門への発展を目指す団体を対象にしたコース。採択後は，単独で事業を実施しながら，市担当課に協働の働きかけを行う。
補助限度額	15万円	30万円
補助率	100分の75以内	100分の80以内
補助年数	1年	2年以内
採択件数	5件以内	予算の範囲内
活動実績	不問	1年以上
対象経費	1 人件費，謝金，旅費交通費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費，保険料，使用料・賃借料，外注費・委託費 2 <u>団体会員への人件費及び旅費交通費は対象外とする</u> 3 対象としない経費については，別に定める	

その2

協働事業部門

コース名	市民提案コース	行政提案コース
コース内容	<u>団体が提示する課題</u> をテーマに	<u>行政が提示する課題</u> をテーマに

	して，団体と市担当課が企画段階から協働しながら申込みを行うコース	して，団体と市担当課が企画段階から協働しながら申込みを行うコース
補助限度額	50万円	50万円
補助率	100分の90以内	100分の100以内
補助年数	市民提案コースと行政提案コースを通算して3年以内	
採択件数	予算の範囲内	予算の範囲内
活動実績	協働準備コースの実績1年以上	1年以上
対象経費	<p>1 人件費，謝金，旅費交通費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費，保険料，使用料・賃借料，外注費・委託費</p> <p>2 <u>団体会員への人件費及び旅費交通費は対象経費の合計の1割を限度とする</u></p> <p>3 対象としない経費については，別に定める</p>	